

J A F 公認準国内競技

公認番号 2023-5017

2023年JAF九州ダートトライアル選手権第3戦
2023年JMRC九州ダートトライアルチャンピオンシリーズ第3戦
2023年JMRC全国オールスター選抜第3戦

FMSC 五月晴れトライアル 2023

特別規則書（草案）

開催日 : 2023年 6月25日(日)
会場 : テクニックステージタカタ

協賛各社



主催： 福岡モータースポーツクラブ(FMSC)

公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、2023年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、JMRC九州ダートトライアル統一規則ならびに本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2023年JAF九州ダートトライアル選手権第3戦
2023年JMRC九州ダートトライアルチャンピオンシリーズ第3戦
2023年全国JMRCオールスター選抜第3戦
「FMSC五月晴れトライアル2023」

第2条 競技種目

四輪自動車によるタイムトライアル(ダートトライアル競技)

第3条 格式及び競技会公認番号

JAF公認準国内競技 公認番号 2023-5017

第4条 オーガナイザー

JAF加盟クラブ 福岡モータースポーツクラブ(FMSC)
代表者: 星野 元
所在地: 〒818-0004 筑紫野市吉木1611-1 J&Sモータースポーツ内
TEL: 092-980-7412 FAX: 092-980-7180
E-mail: fmsc@outlook.jp

第5条 大会事務局及び参加申込場所

第4条に同じ。

第6条 競技会開催場所

テクニックステータジカタ ダートコース
〒739-1805 広島県安芸高田市高宮町原田3969 TEL(0826)57-1717

第7条 競技会開催日及びタイムスケジュール

開 催 日:	2023年6月25日(日)
公 式 受 付:	7:00~8:00
公 式 車 検:	7:15~8:15
コースオープン(慣熟歩行):	7:15~8:15
開会式及びドライバーズブリーフィング:	8:30~8:45
第 1 ヒ ー ト:	練習走行及びデモラン終了5分後
コースオープン(慣熟歩行):	第1ヒート終了から45分間
第 2 ヒ ー ト:	第1ヒート終了60分後
表彰式及び閉会式:	第2ヒート終了から40分後(予定)

その他の事項

- 受付及び公式通知の掲示場所
ダンロップブリッジ横スーパーハウス
- ドライバーズブリーフィング開催場所
コントロールタワー下 イベント広場

第8条 大会役員及び競技会役員

【組織委員会】

組織委員長: 梅津義康(RCH)
組織委員: 伊藤博文 井上 茂

【競技会役員】

審査委員長: 原 博史(JMRC中国審査部会派遣)
審査委員: 伊藤洋幸(RCH)
競技長: 星野元(FMSC) 副競技長: 平山道夫(RCH)
コース委員長: 山本剛(RCH) 技術委員長: 藤原正和(RCH)
計時委員長: 梅津義康(RCH) 救急委員長: 佐々木賢治(RCH)
事務局長: 梅津義康(RCH)

第9条 参加受付及び参加費用

- 受付期間 2023年5月29(月)~6月18日(日)
- 参加料

・地方選手権クラス(JAF九州選手権+JMRC九州Chシリーズ)

AT1, AT2 PN1+, RWD, S1, S2, C, D	: 14,000円
----------------------------------	-----------

・JMRC九州Chシリーズ

Lクラス	: 14,000円
------	-----------

・クローズドクラス

クローズド(CL)クラス	: 5,000円
CLクラス参加者で、かつ参加車両がATの場合	: 3,000円

・オープンクラス

オープン(OP1, 2)クラス	: 5,000円
-----------------	----------

※学生、65歳以上の参加者は10,000円とする。

※学割対象者(2022年度九州学生チャンピオンシリーズ成績優秀者および学生の参加料割引)については、JAF九州地域クラブ協議会会則第16条に準ずる。

・選手権対象外クラス

- 参加申込方法

JMRC九州統一申込書に記入の上、受付期間内(厳守)に第4条の事務局宛てに申込みこと(メールでの申込推奨)。参加料は原則振

込みとし、手数料は自己負担とする。

【振込先】

振込口座: 佐賀銀行 那珂川支店 (普) 1067311

振込名義: 福岡モータースポーツクラブ 会長 星野 元

- 参加受理書は発行しないが、メールでエントリーの場合は事務局より受信した旨の返信を行う。

第10条 参加拒否及び取消

オーガナイザーは理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合参加料は返却手数料¥1,000を差引き返還する。但し、参加受理後に参加を取り消した場合、その参加料は返却されない。

第11条 参加者及び競技運転者(ドライバー)

選手権クラス・Lクラス

- 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証(国内B以上)の所持者でなければならない。
- 同一運転者は1つのクラスにのみ参加できる。
- 同一車両による重複参加は2名まで(クローズドクラスは重複参加人数を制限しない)認める。

選手権対象外クラス

- クローズドクラス
ライセンスを所持しない者。但し、有効な自動車運転免許証を所持している事。
- オープンクラス
ライセンス及び有効な自動車運転免許証を所持し、シリーズでのポイント獲得を求めない者。

*各クラス共通

- 競技運転者は、競技中に有効な1,000万円(オープン/クローズド部門は200万円)以上の傷害保険又はJMRC全国共同共済に加入している者。なお、当日受付時に、その保険証書(コピー可)もしくはJMRC九州発行のメンバーズカードを持参し提示すること。他地区からの参加者は、所属地区の発行したJMRC全国共同共済加入を証明するものを当日受付にて提示する事。
- 上記傷害保険または共済未加入の競技運転者は、競技会当日受付に於いて1,000円を支払い、JMRC九州共済を申し込む事が出来る(JMRC九州未加入の者は200万円まで保証されるが、その効力は当該競技会終了をもって消滅する。ただし、次競技会までにライセンスを取得しJMRC九州会員に加入することにより当該年度内有効となる)。
- 当日参加受付にて保険加入の確認が出来ない者は、競技に参加出来ない。
- 警察、行政関係により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。
- 競技運転者の変更は認めない。

第12条 参加台数

全クラスを通じ60台までとする。

第13条 参加車両

- 2023年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定及びJMRC九州統一規則に合致した車両とする。
- 車両変更申請は、必要書類添付にて参加確認受付終了までとする。
- 全ての参加車両は、車両規定に準ずるロールバーを必着とする。

第14条 競技クラス区分

1) 地方選手権クラス(JAF九州選手権+JMRC九州Chシリーズ)

AT1	2ペダルで2輪駆動のAT車
AT2	2ペダルで4輪駆動のAT車
PN1+	1586cc以下の2輪駆動AE, PN, N, SA, SAX 車両
N2	1600ccを超える4輪駆動のN車両
RWD	後輪駆動のPN, N, SA, SAX, B, SC 車両
S1	1586ccを超える2輪駆動SA, SAX 車両及び排気量区分無しの2輪駆動B, SC 車両
S2	4輪駆動のSA, SAX 車両
C	排気量及び駆動区分無しのSAX, B, SC 車両
D	排気量及び駆動区分無しのD, SAX 車両
L	クラス区分無しの女性ドライバー

※ なおLクラスはJMRC九州Chシリーズのみ対象

2) 地方選手権対象外クラス

CL	車両クラス区分無し
OP2	気筒容積区分無しの2輪駆動及び1600cc以下の4輪駆動
OP4	気筒容積区分無しの4輪駆動

なお、OP2及びOP4クラスの方が不成立の場合、統合し「OPクラス」とする。

第15条 参加者及び競技運転者の厳守事項

- パドック内ではオフィシャルの指示に従うこと。
- 表彰対象者は、必ずレーシングスーツ着用の上、表彰式へ出席す

る事（サポートクラスを除く）。

第16条 公式車両検査（車検）

- 1) 競技会技術委員長は、公式車検を実施する。また、車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものと見なされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で車両検査を受けなければならない。車両検査で不合格の場合、または技術委員の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。選手権クラスに参加する競技運転者は、JMRC九州ダートトライアルチャンピオンシリーズ規定付則により、レーシングスーツを着用すること。（サポートクラスもレーシングスーツ着用を推奨するが難燃性の長袖、長ズボンでも可）
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査前までに、車両の左右のドアに四辺に完全にテープ等で貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は 競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会技術委員長は検査項目について、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞者に対して最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車検検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されるものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下におかれる。

第17条 ドライバーズブリーフィング

ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

第18条 競技コース

競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが公式通知として掲示される。

第19条 コースオープン（慣熟歩行）

- 1) タイムスケジュールに従い、歩行とする。
- 2) 慣熟歩行は、公式車検終了後行うことが望ましい。但しサービスマン等が車検に立ち会う場合はこの限りではない。

第20条 スタート方式及び計時

- 1) スタート方式はランニングスタートとする。
- 2) スタートは原則としてゼッケン順に行う。但し重複参加や再出走等により出走順及び出走クラスが前後、交錯する場合がある。
- 3) スタートの合図は、国旗によって行われる。
- 4) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 5) 計測は、自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 6) メイン計測器による計測不能の場合に限り、バックアップ計測器のタイムを成績とする。
- 7) アナウンスによるタイム、ペナルティ、成績等は参考であり、これらに関する抗議は一切受け付けない。

第21条 順位決定

本競技会は原則として2ヒートで行い、その内の良好なヒートのタイムを採用し最終順位とする。同タイムの場合は、下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

第22条 信号表示

旗信号に関し下記の通り定める。

- *国 旗：スタート合図として用いる。
- *黄 旗：パイロンタッチ（接触、転倒、移動）真上に提示する。
- *赤 旗：危険有り直ちに停止せよ。
- *黒 旗：ミスコース、コースアウト。
- *緑 旗：コースがクリアされた。

*チェッカー旗：ゴール合図として用いる。

第23条 競技上のペナルティ

- 1) スタートの指示に従わない場合は、当該ヒートの出走権利を失う
- 2) コース上のマーカー（パイロン）の移動または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムに1回につき5秒を加算する。
- 3) スタート後3分以内にゴールしない場合は、当該ヒートを無効（DNF）とする。
- 4) ミスコース、ショートカット、コースアウトと判断された場合は、当該ヒートを無効（DNF）とする
- 5) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 6) 競技役員によりリタイヤ、競技継続不可能又は危険と判断された場合及び、走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合は、当該ヒートの結果を無効（DNF）とする。
- 7) コントロールラインに設置してある計測機器に車両等が接触した場合は当該ヒートを無効とする。

第24条 禁止行為及び競技会審査委員会による失格協議対象事項

- 1) 競技役員からの指示に従わなかった場合。
- 2) コースアウト等で本人以外に損害を与えたとオーガナイザーが判断した場合。
- 3) 車両検査（車検）終了後は全て車両保管とし、正式競技結果発表（車両保管解除）までの間に、タイヤ・プラグ・Vベルト交換・調整の軽微な作業を除き技術委員長の承諾を得ずに変更、改造等を行って競技車両を持ち出した場合。又、不正行為をした場合。
- 4) 危険行為等（パドック内でのウォーミングアップラン、ブレーキテスト等）を行った場合。

第25条 抗議

- 1) 自分が不当に処遇されていると判断する参加者は、抗議する権利を持つ。但し、参加拒否及び審判員の判定に対する抗議は出来ない。
- 2) 国内競技規則に従い、抗議を行う場合は書面により理由を明記し抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 3) 抗議内容が車両規定の場合、抗議対象となった車輛の分解検査等に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。この分解検査に要した費用は技術委員長が算定する。
- 4) 抗議料は正当と裁定された場合、及び競技会審査委員会が返還を決定した場合に限り返還される。
- 5) 審判員がその役務遂行中の行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。（国内競技規則12-6）
- 6) 抗議に対する裁定は競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。

第26条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 2) 競技中の過失及び反則に関する抗議は、その競技運転者のゴール後30分以内とする。
- 3) 競技成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内とする。

第27条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービスマン、ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービスマン、ゲスト観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第28条 競技会の成立、延期、中止、短縮

- 1) 保安上、又は不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技会は第1ヒートが終了した時点で成立する。

第29条 賞典（参加台数により、賞典を制限する）

- *選手権クラス1~3位 JAFメダル・副賞4~6位 副賞
- *選手権外クラス1~3位 副賞

第30条 付則

- 1) 本規則発行後、JAFに於いて決定された事項は、全て本規則に優先する。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその細則、2023年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定及びJMRC九州統一規則に準拠する。

FMSC五月晴れトライアル 2023 大会組織委員会